
平成22年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成22年12月8日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成22年12月8日 午前10時01分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 臚幸君
8番 齋藤 久光君	9番 堀江 政武君
10番 小宮 教義君	11番 阿比留光雄君
12番 三山 幸男君	13番 初村 久藏君
14番 糸瀬 一彦君	15番 桐谷 徹君
16番 大浦 孝司君	17番 小川 廣康君
18番 大部 初幸君	19番 兵頭 栄君
20番 中原 康博君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員(1名)

7番 阿比留梅仁君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	永尾 榮啓君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	長郷 泰二君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	糸瀬 良久君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	永留 秋廣君

午前10時01分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君より欠席の届け出があつております。小田昭人君より遅刻の届け出があつております。

なお、本日会議終了後、議場において全員協議会を開きます。協議事項は、配付しております次第のとおりであります。全議員の出席をお願いします。

ただいまから議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

それでは、届け出順に発言を許します。1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） おはようございます。1番議員、会派協働の脇本でございます。

早速ですが、通告に従い、以下の2点について市政一般質問を行います。

大きな1番、貿易振興に向けた取り組みについて。

対馬にとって本土向けの輸送コストと時間がかかることは大きな欠点ですが、日本のどこよりも韓国に近いという地理的優位さを持っており、毎回申し上げてますように、対馬は貿易に活路を求めなければならないと考えています。

市長は、昨年9月、C I Qの早期常駐拡充を求める私の一般質問に対して、「鶏が先か、卵が先かという問題だと思いますが、少なくとも国が言っているのは、人流、物流の数値をクリアしていくことだ……何度もくどく言うようにありますが、C I Qはうちが設置する問題ではございません。そのために流れをどんどん増やしていくことを、地方自治体としてはやっていく」と答弁しています。

貿易インフラが脆弱な対馬において、実績があれば整備を始めるという姿勢では、いつまでたっても貿易の振興は図れず、むしろ行政が貿易振興を図るための環境整備に積極的に取り組むことで、とにかく流れを生み出すべきだと考えます。

先月末に清風会と合同で貿易振興を図るために韓国へ政務調査に行ってまいりました。今回の政務調査を通じて浮き彫りとなった課題と対処方法について提案しますので、市長の答弁を求めます。

まずは、政務調査の概要を「環境保全と貿易振興の相乗効果プロジェクト」としてまとめてチャート化しましたのでごらんください。

まず、1番、対馬木材の輸出について。

まず始めに、対馬産木材を韓国へ輸出することのメリットを整理します。

a. 中国などと異なり、韓国への木材輸出は、出荷時の防虫処理が不要である。すなわち、大規模な防虫設備がない対馬から本土を経由せずに直接輸出できる。

b. 切り捨て間伐から利用間伐へと大幅に移行できる。

c. スギよりヒノキの割合が多い対馬は韓国輸出に適している。韓国では、オンドルが標準装備の建築であり、熱に曲がりやすいスギは不向きな面があります。

d. 直接輸出できれば国内のどの木材産地より輸送コストで優位となる。

次に、具体的事例について紹介します。

10月に韓国の手製材業者から、対馬産スギ・ヒノキを原木のまま輸入したいとの照会がありました。今回、当該企業を訪問し社長などと会談した結果、対馬の年間間伐材の全量を1社で引き受け可能な企業規模のようでした。商売で最も大変なのは市場開拓と言われています。幾らよい製品を生産しても売り先がなければ商売になりません。生産が追いつかないほどの需要が、初めから確保されているということは、願ってもないことです。早速、対馬から直接韓国へ船舶で輸入したいとの商談へと発展しかかっています。

加えて、政務調査2日目に訪問した巨済市には、デウとサムソンの2つの大きな造船所があり、巨済市長と懇談の折、船舶の内装材として対馬産木材を活用できないか造船所にヒアリングしてみようとお話もいただきました。

さらに、帰国後、12月1日の長崎新聞によれば、谷川建設がソウル近郊の新興都市の木材住宅建築市場に本格参入するとのこと。知事が対馬産木材輸出を奨励し、本県の手住宅建築会社が韓国に進出を開始したこの機会をとらえ、対馬産木材の韓国向け輸出に係る環境整備を早急に取り組む必要があると思います。つきましては、貿易振興に向けて行政として、以下の具体的な対応を行うことを要望します。この要望に対する市長の答弁を求めます。

(1) 森林環境税からの助成を海外輸送にも準用するよう県へ要望すること。

現在、離島から木材を海上輸送する際には、長崎県森林環境税から、1立米当たり2,000円の輸送費用が助成されています。ところが、海外輸送を想定していないため県としては海外輸送は助成適用外との見解のようです。ただし、助成の意図は生産者の安定的な生産基盤強化による森林整備を図ることであることや知事の意向等を考慮すると、対馬市から要望を行えば検討いただけるのではないかと期待されます。森林環境税からの助成を海外輸送にも準用いただけるように、市長から知事に強く要望してもらいたいと思います。市長の答弁を求めます。

(2) 貿易振興に向けた港湾の短期・中期・長期整備計画を策定すること。

貿易を行う際に、500トン以上の貨物船が一つの港湾につき年12回以上入港するようになると、ソーラス条約に対応できるフェンスを県に依頼して設置してもらわなければならないなどの問題も生じてきます。また、現在各港湾をふだんから漁業等で利用している方からの承諾もいただかなくてはならないでしょう。

①唯一の開港である厳原国際港湾の整備計画について。

まずは、今後の貿易品目とその量の目標を設定した上で、貿易振興計画の策定が必要だと思います。同時に新岸壁と現岸壁のヤード利活用を含めた国内線と国際線すみ分け等、短期・中期・長期ビジョンを反映させた整備計画を策定すべきだと考えますが、市長の見解について答弁を求めます。

②不開港である木材積み出し港湾（峰港湾、舟志港湾）及び新旧比田勝港湾周辺の貿易振興に向けた環境整備計画について。

木材等の輸出が軌道に乗れば、貨物船が頻繁に出入りするようになります。不開港港湾についても、厳原港湾と同様な貿易振興に向けた整備計画が必要だと考えますが、市長の見解について答弁を求めます。

2番、おが粉の輸出について。

新政権発足後、切り捨て間伐が禁止され、切り捨て間伐から利用間伐に向けての具体的な取り組み事業の構築が待たれています。利用間伐に向けての具体的な事業計画があれば、市長の答弁を求めます。

今回の政務調査では、「キノコの菌床栽培の原料として対馬からおが粉を輸入したいというエノキ工場も視察させていただきました。訪韓前から、仲介者には二度も対馬へ来島いただいたり、福岡に出張されたときに私が渡福して、打ち合わせを重ねてきました。また、破砕機（ウグランマシーン）によるおが粉と、製材の際に出るのこくずのサンプルを事前に工場へ持ち帰ってもらって適性を調査してもらった結果、のこくずは粒子が細か過ぎるが、おが粉の規格にはお墨つきをいただき、事業として具体的な調査を開始しました。おが粉1トン、トン袋にして約4から5袋を、100ドルで購入するとのこと。牛小屋の敷物としてわらを壱岐に移出する場合、1トン千数百円が相場というので、単価としては安くはないと思われます。

韓国には数カ所同様の工場があり、今回視察した一つの工場だけで毎月3,000トンのおが粉の需要があるとのこと。しかし、対馬市内には最も小さい型のウグランマシーンが2台しかなく、需要の1割も賄うことができません。裏を返せば、前述の木材需要と同様採算が合えば、幾らつくっても心配ないということです。

さらにうれしい情報があります。「シイタケが成長するために必要とするセルロースと、エノキ等のキノコのそれとは異なるため、シイタケの原木栽培に使用したほだ木の廃材も、キノコの菌床栽培には利用価値がある」というのです。近年開始したシイタケの大型団地から出される廃材が、お金になる可能性があるということです。

市内の各製材所には、背板等多くの廃材を抱えて処理に困っています。また、間伐材をおが粉にできれば利用間伐とみなされます。国策として切り捨て間伐から利用間伐へ移行させようとしているのですから、次のような事業展開ができないでしょうか。製材所や山主、あるいは森林組合などで協業体を設立してもらい、国や県からの補助金を獲得し、5,000万円程度の大型ウグランマシーンを購入して、おが粉を製造・輸出する。対馬振興局を通じて研究していただいています。市長からも国や県への支援要望を期待します。市長の答弁を求めます。

3番、その他の貿易品目の開拓及び育成計画とその進捗状況について。

事業を興す際には、リスクヘッジや事業の広がり将来性も考慮に入れなければなりません。木材・おが粉以外で、その他の貿易品目の開拓及び育成計画があれば、その進捗状況について、市長の答弁を求めます。

今回、おが粉を輸出するだけでなく、対馬でキノコを製造してはどうか、資金や設備については先方で準備してもいい旨の提案もいただけてきました。

まずは、キノコ工場を韓国から誘致することのメリットを整理します。

a. 研修期間もほとんど必要なく、雇用の創出ができる。1日1万本生産するには、30ないし40名の雇用が創出されるらしいです。

b. 3K職場とは無縁の職場環境であり、若者の定着が期待できる。視察した工場の従業員70名のうち30名以上が近郊の若いUターン者であるということでした。

c. 生産原料のおが粉が、国内外の既存工場より安く入手できる。

d. 菌床を直接輸入すれば国内のどの工場より輸送コストで優位となる。

e. 生産品を世界第3位の国際港の釜山まで運べば、世界じゅうに拡販できる。

f. 利用間伐の大幅な促進によるメリットははかり知れません。

g. キノコの廃培地は乳酸菌を混合し家畜や養殖魚の飼料ともなります。廃培地は産業廃棄物ではなく副産物として処理されるよう法律化されています。

h. 菌床は韓国産であっても対馬で生産すれば日本産——メイド・イン・ジャパンとなり付加価値が増します。

利益を上げるには、ただなものや競争相手より安く原料を入手すること、メリットcのようなことが重要です。また、日本本土ではなく韓国に目を向けることで、メリットdやeのように地の利を活かすことも重要なポイントです。

仮に外国資本であっても企業誘致の対象として、キノコ工場誘致の案件を積極的にバックアップしていただきたいと思いますが、市長の答弁を求めます。

大きな2番、森里海連環学の1. 教宣活動と2. 具体的な実践効果について。

先日、帰国後その日に、「対馬市食エコフェスタ」がありました。参加させていただきまして、ある程度この点については理解できましたので、次の1点のみ質問いたします。

鉄炭だんごの普及活動について。

「対馬市食エコフェスタ」に来られた角田先生ですかね、がおっしゃられたように、対馬市のEM菌の利活用教宣活動及び普及は、目覚ましいものがあると思います。また、普及活動に尽力されてこられた方に敬意を表します。

さて、EMだんごなどの取り組みで川に蛍が帰ってくるほど浄化が進んだ地域が広がっていることから、次の取り組みを提案します。農業に例えるならば、EMによって除草や耕作が終わっ

たところには、肥料をやる時期が来ています。それが、鉄炭だんごの普及活動に当たると認識します。

その普及活動を始めるには、鉄炭だんごの特許をお持ちの杉本先生に来島をいただき、講演を拝聴し、正しいだんごのつくり方を指導いただかなくてはなりません。

ことし3月の私のいそ焼け対策に対する質問に、市長は次のように答弁しています。「鉄炭だんごにつきましては、ある意味、漁業集落の再生交付金等で地域の方にこういうふうな方法がある、もしくは先ほど言われたように、その先生をお呼びして、皆さんに1回告知していくということも大切かというふうに思います」。

つい先日、12月3日に東京海洋大学で「全国水産・海洋系高校生徒研究発表会」が開催されました。その大会に、杉本先生の承諾を得て鉄炭だんごによる藻場再生に5年前から取り組んでいる山口県立水産高校（長門市）が出場し、最優秀賞に選出されました。漁業者らの協力を得て、小中学校でだんごをつくるなど「地域との連携や環境教育につなげたことが先進的」と、海洋大学教授や文部科学省調査官らに高い評価を受けての受賞です。

この受賞は同時に、学者出身ではない杉本先生の長年の研究が、公にしかも全国的に高く評価されたことを示すものだと言えるでしょう。

来年のいそ時期に少しでも成果が出るように、年明けすぐにも、杉本先生の招聘をお願いできないでしょうか。市長の答弁を求めます。

鉄炭だんごの原料の使用済み「使い捨てカイロ」は、これから寒くなるにつれてたくさん出てきます。回収所を指定して、市の広報や回覧板、ケーブルテレビを通じて告知し、総合的学習の時間等を利用して環境教育をぜひ実施してほしいと思います。この「使い捨てカイロ」回収事業について、市長の答弁を求めます。

木材やおが粉貿易もキノコ工場の誘致も、さらには鉄炭だんごも、今回の内容はくしくも環境王国対馬市が取り組んでいる環境に配慮したゼロエミッション事業です。これらの事業の積極的な推進を要望して、ひとまず質問を終了いたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。脇本議員の質問に答えたいと思います。

通告いただいていた箇条書きされてた内容から、すごく踏み込んだ質問だったから、すべてを私が今ここで回答できるかと言うと、ちょっと難しい部分もあろうかと思いますが、それについては、御容赦いただければというふうに思います。

今、脇本議員のほうから、質問の前に事細かな質問の趣意書をいただきました。これにのっとり、1項目ずつ答えられる範囲で答えていきたいというふうに思います。

まず、対馬の材を国内のみならず海外に向けての輸送も、森林環境税の助成対象にしてもらう

べきではないかと、そして、それを、要望を知事に対してしてはいかがかというふうなものでございました。

もう既に質問の中でありましたように、この森林環境税につきましては、この輸送コストを環境税で見るとというのは対馬だけを対象に、県も制度を組み立てていただいております。で、現在、ラミナ材等について、対馬から島外に搬出をしておりますけれども、これも素材を運ぶ分だけを対象としている関係で、対象外になっているような状況であります。

先ほど申しあげましたように、対馬の素材のみをこの長崎県の中で環境税を県のほうが配慮によっていただいているという部分等も、十分に相手の立場も考えなくてはいけないかなというふうに思っています。

ちなみに、環境税の、たしか年間の四十七、八%は、対馬のほうに投入されていたというふうに記憶しております。それほど県のほうも力は入れていただいております。そのあたりもじっくり考えながら、この海外輸送に対する助成というものも知事のほうに御相談するかどうか、ちょっとじっくり考えさせてください。

次にありましたのが、貿易振興に向けた港湾の整備計画のあり方ということをおっしゃってあるんだろうというふうに思います。で、いかんせん、年12回以上のその実績というものを求めてきてあるわけで、その実績というものを先につくらないと、そのあたりは進まないというふうに思っております。

で、今、厳原港につきましても、ほかの比田勝港についても、整備計画をつくったばかりであります。そして、ことしの8月のたしか3日だったと思いますけれども、重要港湾の選定の問題で国のほうに何度も足を運ぶ中で、私どもの離島において新たな整備計画は認めないというふうな考え方が、その8月3日に出されております。少なくとも、今の更新事業については、離島の港湾には認める。ただし、全国、たしか43カ所、数カ所の重点港湾については、新規の部分は認めますというふうな状況がある中で、その港湾については、今、県のほうも鋭意港湾計画をつくっていただいております。しかし、その港湾計画も、地元の市民が何年もかかってつくり上げたものを今出している状況です。

ところが、今の国の考え方でいきますと、新規の事業は認めないというふうな考え方になってるわけでもございまして、すごく難しいなと思います。ならば、先に12回の実績をつくって、その実績をもとに今までのルールどおり必要ではないかというふうなことを言うていく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。しかし、対馬のこの生き残りのために今のそのルールはルールとして、この地形的な条件を生かすために、今のシステムをやりかえていただかなければいけないということは、伝えていきたいというふうに思っております。

また、切り捨て間伐から利用間伐に向けての取り組みの部分で、おが粉の輸出についてありま

した。今の切り捨て間伐の状態、改めて利用間伐に持っていかうとした場合、山から出す部分、切り捨てから利用に持っていくに当たっては、当然経費がそこには発生します。そうした場合、スギとヒノキの素材単価が3倍ほど差がありますので、スギについてなかなか利用間伐が難しくなっていくだろうと、そういう中で、ヒノキの利用間伐の可能性というものを脇本議員が提唱していただいた。それが、おが粉の使い方だというふうに思います。

その中で、これは、ウグランマシーンですかね、ということが出ております。で、あつ、1点目の貿易の部分もそうですけども、この1月に、たしか対馬流域協議会でしたかね、等が、韓国のように調査に入るということは、以前から決まっておりました。で、当然、知事の方向性と私どもの方向性一緒になって動き出そうということで、その日程が決まったものというふうに私は理解しております。

で、その協議会、それこそ製材所の方や山主の方等々も皆さん入られてつくられてる協議会があります。そちらにこのようなおが粉の生産の可能性というものについて、こちらのほうから協議会のほうに投げかけていければというふうに思います。

それから、外国資本であっても企業誘致の対象とできないかというふうなお話がありました。これにつきましては、現地法人をつくっていただいた場合は、私どもは、決してそれを否定するものではありません。

次にありましたのが、鉄炭だんごの話がございました。森里海の連環についての一つの手法として、この鉄炭だんごの取り組みをやっていったらどうかということでございます。

せんだっての「食エコフェスタ」の中でも、市民の方々がEM菌の問題を一生懸命今取り組んでいただいております。で、このEM菌につきましても、実際は取り組みをされた方では、古い方は、もう10年近く前から取り組みをされてる方がいまして、特に、商工会の美津島支部の方々は、七、八年前から取り組みをされてきたと、そういう中で、今回やっとEM菌のことで島内みんなで行っていかうという機運が盛り上がったところでございます。で、そういう時間も、やはりかかるんじゃないかというふうにも思っております。今、私どもは、EMを市民の方々がやってきた部分を側面から支援をしているというふうな意識でおります。

で、以前の質問の中で、漁業集落再生交付金の事業等によって集落のほうでも呼べるんじゃないかというふうな発言をしたかと思っておりますけども、基本的にその考え方は変わっておりません。で、使い捨てカイロの問題が当然原料としてあるという、それは必要だというお話でした。だから、そのあたりを回収するシステム等をやはりその集落なら集落で考えていく、もしくは、地域で考えていくということも必要かなというふうに思います。

で、この広い対馬の中でばらばらで集めていっても、どうもこうも物事は組み立てにくいと思いますので、集落等でそれを一挙にやっていかうじゃないかというふうな機運が盛り上がること

を願っておりますし、地域マネージャー等使いながら、そういうやろうとする地域がないかということの打診は、これから先もやっていけるのではないかと思います。

御質問があった部分については、一応それでまずもってよろしいでしょうか。申しわけございません。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） それでは、まず、順番は違いますが、森里海のほうから、今、鉄炭だんごに関しての回答は、まず、EM菌のこの普及からまず力を入れていきたいと、その後、鉄炭だんごもというふうな解釈でよろしいですかね。すぐに鉄炭だんごのほうということではなく、まず、EMだんごのほうから始めたいという答弁でよろしいですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今実施をしておりますこのEMの機運というものをどんどん高めていく必要があると思いますし、中途半端な形で終わらせたくないというふうな思いもあります。今市民の方が一生懸命取り組んでおられます。で、この部分の検証をする必要があろうかと思えます。片や、この鉄炭だんごですけども、これについては、そのような集落が出てくるならば、それは、私どもは支援はしていきますというふうな考え方です。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） ちょっと、私の最初の質問がよく伝わっていなかったようで、この鉄炭だんごを取り組もうというときには、やはり長年の苦勞をして特許まで取られたこの杉本先生から直接承諾を得て、で、やる必要があるんですね。というときに、使い捨てカイロの回収は呼びかけていきたいと言いながら、使い捨てカイロが集まったとしても、その杉本先生をお呼びして、正しい作り方を教えていただけてない段階では、集まったものも利用をすることができないんですね。その辺は、理解していただいているでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどの質問の中で、杉本先生ですね、杉本先生のほうの特許というお話がございました。ということは、そういうことになろうかというふうに思います。

今、私自身、鉄炭だんご、どのような効果がほんとに、表彰事例のお話がございました。それなりにその地域においては効果はあったんだろうというふうには思いますが、今やろうとしよる部分を幾つも追った場合、効果が薄れていく部分もありやせんかというふうな心配もします。行政は、じゃ、どっちを考えているのっていうふうに市民のほうが感う部分も出てきやしないかなというふうな危惧も起きますけども、しかし、先ほど言いますように、集落単位で物事をやっていきたいということであれば、その集落の再生交付金等でそのあたりの対応というのはできるわけですから、集落の意思を、こちらが1回流し込む中で、情報として流し込む中で、集落がやり

たいという方向であれば、それは、支援はしていけるというふうを考えております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） そのEM菌と、それと鉄炭だんごと両方をやることで市民が混乱をしないかという答弁であったと思うんですが、これも、私の質問の仕方がまずかったのか、EM菌のほうは、御存じのように浄化をすることが目的ですね。で、この鉄炭だんごは肥料として、そこに藻場を再生していく、実際に肥料として使うものですね。

で、実際この間の「食エコフェスタ」等を聞いてて、ここまで浄化が進んできたところにこの鉄炭だんごを入れることで、また藻場が再生してくると、私、これですね、今市長が一生懸命おっしゃってる海洋保護区にもつながってくると思います。

結局、浄化したところに鉄炭だんごを入れて、それで、そこに藻場が再生して、そこで魚が育まれていく。そうすると、養殖とか、それから飼いつけ、特に飼いつけですね、こういうところをやっているところに収奪的漁法のところがあるというのは考えられないですね。ここでEMだんごできれいにして、鉄炭だんごで育ててきたこの魚を対馬全体でそういうことを取り組んで魚を育てているんだということを訴えていけば、海洋保護区、これを推進するのにも大いに寄与してくると思うんですが、市長の考え、ちょっとお聞かせください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今取り組んでおりますさまざまな事業が、私は海洋保護区の設定に向けてつながっているというふうに自分自身も思っております。その中の一つの手法として、鉄炭だんごもあるんだよというふうに理解はしておりますけども、今のEMの問題をまだまだ、私、「食エコフェスタ」のときにも、あそこでパネルディスカッションのときに言わせていただきましたが、残念ながら、巖原地域とかいうのは広がりがないというふうに話をあそこでさせていただきました。まずもって、市民が一つになって物事をやっていくことが大切なんではないかなというふうな思いを持っております。

決して、その鉄炭だんごの効果というものを否定をしているわけでは全くありません。だから、杉本先生を呼ぼうというふうな集落等が出てくれば、そこで一つの集落の盛り上がりをつくって行って、自分らのいその回復に向かってやってみたいという機運の醸成というのも、すごく大切なんではないかなというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 市長の考え方は理解できましたというか、お考えになっていることは、わかりました。ぜひとも、この事業も促進していきたいと、去年政務調査に行って1年間、ちょっとあまりにも私のほうも、取り組みが遅過ぎたなというふうに思っております。

実際、愛媛県の宇和島あたりでは、2年続けて赤潮が出てたところにそれを、鉄炭だんごをす

ることによってかどうか、はっきりとしたした答えは出てませんが、この3年間、赤潮が発生してないということもお聞きしてますので、ぜひ直接、杉本先生とお話ししていただくとか、そういうことも検討いただければと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先生と会うのは一向に構わんですけれども、今、協本議員が持ってられるその鉄炭だんごに関する情報等が、そして、データ等を1回拝読させていただければというふうに思います。それからまた、しっかりと取り組んでいけると思います。

○議長（作元 義文君） 1番、協本啓喜君。

○議員（1番 協本 啓喜君） わかりました。では、貿易のほうに戻りたいと思います。

市長の回答を、答弁をお聞きすると、正直言って残念でした。対馬のみを対象としているものだから、森林環境税については、ちょっとそういう面も考慮して、相談するかどうかじっくり考えさせてほしいということですが、振興局に相談に行ったときには、担当者ですが、おもしろい考えだからちょっと一緒に研究してみましようという形ですので、事務レベルというか、私たちのレベルで少し進めさせていただきたいと思います。

で、次の貿易振興に向けた港湾の計画についてなんですが、実績をつくらなければ先に進まないと、また、この前と同じような答弁だったと思います。で、一步進んだのが、ルールを見直していただきたいというふうには訴えていきたいと、一步進んだ答弁であったかと思います。

ただ、先ほど私が申しましたように、この貿易に関して特に脆弱な整備しかできていない対馬にあって、実績を積むことが難しいんです。その実績を積むために、できないことをできるようにするのが政治の仕事じゃないんですか。私は、そういうふうに思っています。ですから、まず、実績を上げるための手助け、このために努力していきたいと私は思います。もう一度、市長の答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど、8月3日の重点港湾の選定に向けたいろんな動きの中で、私に政治力がないのかもしれませんが、全国の離島は43港から全部排除され、離島の中の沖縄を入れて12港については、更新事業しかだめなんだよというふうな結論が出たところでございます。

恐らく、今年度3月に向けて、県のほうも港湾計画の見直しをしていただいているだろうとは思いますが、それ、計画の決定を見た後に、県とともにこの国に対して、先ほど言いましたような見直しというものを働きかけをしないといけないというのが今の国の基本的な、8月に決めたばかりですから、私自身、この4カ月しかたっていない中で若干の限界を、今の時点においては限界を感じておるところであります。

ただし、私は、実績を積もうと言っておりますが、今、この9月の初旬に起こりました尖閣の

問題等で水面下で進めておった中国との関係の部分が、今中断をしている状況があります。で、途中11月の中旬にも、そちらから来たいという話もありましたが、なかなか中国要人は動けないということもいろいろあるみたいです。向こうのほうも、そういう中で、動きが今止まった状態にはなっておりますけども、この問題が落ちついた中で、そちらの問題も動き出す。そのときは何を考えているかと言いますと、この不開港である港のほうから、そのようなものを積み出しをしていきたいと、その実績をつくりたいという思いで、実は中国のほうとも交渉をしております。

そして、韓国のほうにつきましては、県知事が力強く動き出しをしていただいておりますので、一緒にそれも動くというふうなことで、実績をつくらないと開港にはならないというふうな国のスタンスは、この開港以来百十数年たっておるとおもいますが全く変わっておりませんので、実績をつくる。つくる方法は、その年間12回の話とトン数の話がありますよね。それはクリアできるのではないかとこのように思います。その実績をつかった後に、そのような貿易振興に向けた港の環境整備というものは、おのずと国が今まで言ってきたことですから、約束は守っていただけるものというふうな思いを持って取り組ませていただいている次第です。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 初めて、その中国との動きを、尽力されているということをお聞かせいただきました。私たち議員で動いている部分もありますし、市長のほうで積極的に動いていただいている部分があるというのもお聞きしました。これからまた、私のほうも、市長室に行つていろいろ情報を交換しながら、ぜひ実績が上がるように対馬市として協力して頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それから、もう一つ、冒頭に申し上げましたように、政務調査の2日目に巨済市のほうにも行ってまいりました。そこで、直接市長とアポイントがとれましてお話をさせていただく機会もありました。その際、ぜひ、その巨済市長、6月でしたかね、道議のほうから市長に転身されたんですが、その市長選挙の公約として、国際航路を開きたいということを公約として上げられてたということです。

で、私たち議員が訪問しましたところ、ぜひ対馬とのつながりをつけたかったんだというふうにおっしゃられています。またその点についても後日、市長室に参りましてお話をさせていただけたらなと思っておりますので、特に旅客船を巨済市と対馬の間で走らせられないかという提案でした。

実際、釜山市から巨済市、巨済島まで現在船、あるいは車で移動ということになってます。車ですと、ぐるっと回つて2時間以上かかる場所ですね。で、船だと50分ぐらいで着きます。その料金がめちゃくちゃ安い料金でした。1,600円ぐらいで釜山から巨済島まで渡れます。距離として45キロぐらい、これを考えますと、今の大垂高速の料金と比較して価格競争に耐え

られるというか、2社体制になればもっと安い運賃で運航という形になり、また、対馬にたくさん観光客が来ていただけるのではないかなというふうに思っています。その点についても、またお話しさせていただきます。

で、ちなみに、きょう12月8日に、今まで先ほど言った陸路、もしくは海路でつながった部分が橋と海底トンネルでつながり、巨済島から釜山まで約30分に入れるようなそんな近い形になってきました。巨済市とつながることで、また釜山港の利用というのも考えられてくるかと思えます。この点について、また市長室に行ってお話しさせていただきたいと思しますので、そのときは、どうぞよろしく願いいたします。何かあれば、再度答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） いいですか、ありませんが、よろしいですか。

これで1番、脇本啓喜君の質問は終わります。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開を11時10分から行います。

午前10時51分休憩

午前11時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） 新生クラブの松本臚幸です。本日は、3点について御質問をいたします。

まずもって、市長をはじめ幹部職員の皆様には、日夜島のため、市民の皆さんのために努力されていることに感謝を申し上げる次第であります。大変な時代ではありますが、くれぐれも健康管理には十分に御留意され、地域に優しい、人に優しい、まちづくりを進めていただきますように、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず、第1点目の対州馬の保存と活用についてお尋ねをいたします。

希少在来種である対州馬について絶滅が危ぶまれる中、今後の保存と活用について、また、市の天然記念物への指定の考えはお持ちでないのか伺います。

対州馬については、大変貴重な在来種であることは、市長も十分に認識をされておるものと思えます。

さて、日本の在来馬の種類は、8馬種であります。北海道の和種馬、長野県木曾地域の木曾馬、宮崎県都井岬の御崎馬、愛媛県今治市の野間馬、鹿児島県トカラ列島のトカラ馬、沖縄県宮古島の宮古馬、沖縄県与那国島の与那国馬、そして、長崎県対馬市の対州馬であります。この中で絶滅が危惧されるとされているのが、対州馬と宮古馬であります。

対州馬の現在の生息数は、対馬においては30頭ほどであります。対馬で古くから農家で飼われ、性質がおとなしく、家族同様に扱われ、農家には必ずと言っていいほど1頭以上が飼われておりましたが、農業就業人口の減少と農機具の機械化に伴い飼養頭数が減少し、農耕用としては現在ほとんど使われておりません。

島外でも、種の保存ということではいろいろと取り組んでいただいておりますが、やはり対州馬は対州において大事に育て増頭し、手厚く保護していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。保存のためには、今に生きるための利用法の開発が必要かもしれません。今後の保存対策について伺います。

また、活用についても「対州馬の島」として、島内外にもまだまだPRされてはいかがでしょうか。体格や穏やかな性質を活かし、ホースセラピーに活用されるなどいかがでしょうか。

対馬においては毎年10月に目保呂ダム馬事公園での「初午祭」において、対州馬レース「馬跳ばせ」が行われております。また、長崎新聞では、よく佐世保市の亜熱帯動植物園での対州馬の記事が載っておりますが、その紹介には「本県固有の対州馬」、「長崎県固有の対州馬」とも紹介されております。対馬においても、子馬の誕生のニュースが新聞によく掲載をされます。このことは、とりもなおさず対州馬が貴重であることにほかなりません。

このようなことから、あわせて市の天然記念物へ指定をされて、保護していこうという考えはお持ちでないのか伺います。

次に、2番目に、行政における婚活支援について伺います。

独身男女への結婚活動への支援について、行政は出会いの場づくりなどについて支援はできないか伺います。

申すまでもなく、日本の人口は2005年から減少に転じ、これから日本の人口は急速に減少していくと言われております。この人口減の理由は、一般的には少子化が原因と言われております。対馬の人口も最も多いときから比べると、およそ半分ほどに減少しました。対馬においても、社会的な人口の流出とともに少子化も原因であろうと考えられます。

未婚者の増加や夫婦が持つ子供の数の減少によって、少子高齢社会が一層進む傾向にある中、結婚するための活動、いわゆる婚活の支援事業に取り組む自治体が増えてきております。

それぞれ結婚については夢や価値観もあり、一様に考えられるものではありません。しかしながら、結婚したくても、まず異性と出会う機会がない、あっても話す機会がないなどいろいろと原因が挙げられます。対馬においても、以前は青年団活動などが活発であり、出会いの場がかなりありましたが、現在は仕事の形態や職場の態様なども変わり、なかなか男女の出会いの場が少なくなっているように思えます。

全国の地方自治体の半数以上が取り組んでいると言われる婚活支援事業推進という住民サービ

スは、少子高齢化へ向けて、これから地方自治体の果たすべき役割として、より一層重要さを増していくのではないのでしょうか。子供が生まれた後の対策も無論、大事ではありますが、まず結婚が先であります。

結婚は個人の自由であり、行政が介入するのは慎重であるべきではとも言われますが、せめて、結婚しやすい環境整備という面からだけでも、出会いの場づくりなどにおいて支援は検討されな
いか、お伺いをいたします。

次に、最後の水産振興についてお伺いをいたします。

藻場消失対策における現状と今後の取り組みについて。

現在、市において藻場の回復に向けた調査研究や実証実験が行われておりますが、その結果について、また、その結果による今後の実用化及び事業化に向けた取り組みについて伺います。

このことに関しましては、以前より先輩議員よりいろいろ質問はあつておるとは思います。また、さきの9月の定例議会において、産業建設常任委員長の所管事務調査報告でも藻場対策について提言がなされておりますが、改めて現状についてお尋ねをいたします。

説明するまでもありませんが、藻場の消失については「いそ焼け」とも呼ばれて、魚や貝類のえさとなるアラメやカジメなどの有用海草が消失してしまう現象であります。対馬においても、平成10年前ほどよりいそ焼けが始まり、現在は対馬全島と言っていいほどに現象が拡大をいたしております。これは対馬だけではなく、全国的な現象でもあります。

いそ焼けの原因としては、海水温の上昇や栄養分の不足、アイゴやイスズミなどによる魚類の食害などが主な原因であろうとされております。藻場は、魚貝類の生息の場として役割を担うことは無論、えさ場としても大変重要であり、沿岸域の生態系の根源をなすものであります。その藻場が消失してしまうと、アワビ、サザエなどの漁獲量が激減するのは当然のことです。

採介漁業を主な生業とされる漁業者の方にとっては、大変深刻な問題であり、まさに生活そのものが脅かされております。この現状については、市長におかれても十分承知をなされておるものと思えます。

そこで、今までの藻場調査と藻場礁実証実験の結果を踏まえて、これからの藻場の回復に向けて、対馬市が主体となる藻類の供給源となるような大型藻場増殖礁設置へ取り組まれるお考えはお持ちでないのか、お伺いをいたします。

以上、3点をお伺いいたします。通告書そのままの内容でありますので、明快な答えをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の対州馬の保存と活用でございます。対州馬がどういう今まで経緯で来たかということ

と、日本における在来馬のどういうふうな位置づけかということについては説明がございましたので、省かせていただきます。

で、実際この対州馬の問題については、ツシマヤマネコ同様、私どもの生活とか生存とかいうことにも、ある意味かかわってくる問題だというふうに考えております。

で、そういう中、上県地域活性化センターが中心となってこの対州馬については、取り組んでいただいております。で、二、三日前も、目保呂ダムのように私足を運んで、厩舎はお休みでしたけどものぞいてきました。

で、そういう中で、対州馬を活かすためにどうすればいいかということを中心にセンターの職員は一生懸命考え、そして、そこにお住まいの地域の方々と連携をとりながら、あの馬事公園そのものも含め、公園、ハードと、そして馬の問題、そのものごとを一生懸命に取り組んでいるというふうに私は感じております。

で、特に、この4月からは、調教師が、千葉のほうでしたかお見えになってからというもの、新たな取り組みを次から次へとやっていただいております。で、利用客、あそこ、お客と言ったらおかしいんでしょうけども、利用者数もどんどん伸びてる状況でして、今回条例改正であのような細かなやつを出しました。で、A、B、C以外に、あそこの施設全体を使ったトレッキングコースとかいろんな形で馬になじんでいただこうと、対州馬に、その中で、この対州馬の重要性というものを市民の皆さんが感じていただく。または、観光でお越しの方が来ていただくということが、この対州馬の保存には最も重要なことではなかろうかというふうに思っています。

で、実は、10月の初旬から3日間でしたか、福岡市の植物園のほうで、対州馬が市民に向けて披露されました。で、11月に私、その植物園の方、そして、動物園の関係者の方々とも30名ぐらいともお話を、福岡でさせていただく機会がありましたが、やはりその対州馬をもっと福岡のほうでもやはりアピールしていきたいと、PRして、そして、対州馬が、その8馬種の中で大切なんだということを福岡も手助けしますと、だから、どんだうちの施設を使ってくださいというふうなお話もいただいて帰ってきたところです。

そういう中で、佐世保のほうにおきましても、県内の固有馬ということで一生懸命取り組みをしていただき、また、市報「させぼ」のほうでも、私どもの対馬の動植物について最近毎月1ページを割いて、ひどいときは2ページを割いてPRをしていただいております。大変ありがたいと思っておりますが、そのような活動というのが、これから先も、私どもは必要だと思っておりますし、私ども対馬市だけではなくて、ほかの方たちの理解というものをどんどん広めていくことが必要だというふうに、私は感じております。

また、島内でどのような形で保存をしていくかということについて、今保存の管理計画をこの22年から26年に組み立てをしようということ動き出しもしているところです。

で、そういう中で、今案としては、やはり増やしていくため放牧地が必要だろうということで、できれば上県の中でそのような放牧地を持って、そこの中で自然に増やしていくことも手がけていきたいというふうな考えも持っております。

ホースセラピーのお話がありました。で、現在、馬事公園に通ってある方も、やはり体を壊してあった方も、そういう形で馬にいやされて体が戻ったとかいうお話も聞きます。そういうふうな活用もあるということ、もっともっと私どももPRをして、この対州馬に対する市民の方々の意識というものも高まっていければと思っておりますし、毎年開いておりますこの初午祭につきましても、年々来訪者も増えております。そして、あの対岸のほうを市民の方々、ほんともう桜をいっぱい植えて、あと10年後、15年後というのは、すごい名所になるのではなかろうかというふうな思いも持っておりますし、それを頭に思い描くとき、それは馬事公園のみならず、対州馬というものの存在も、限りなく高まっていくのではないかというふうに感じておるところであります。

次に、2点目の婚活のことでありますが——あつ、申しわけございません。そして、天然記念物の指定に関する部分につきましては、教育委員会のほうから答弁をさせます。

婚活の問題につきましては、確かに今島内で未婚の方が男女を問わず、たくさんいらっしゃるという状況です。で、島内外の今まで出会いの場を各合併前から取り組みをしてきて、わずかばかりですけども、実績も上がったケースもあります。

で、行政が、どこまでかかわって、この問題にいけるのかということですが、確かに出会いの場の提供という段階を取り組まないといけない状況も来たのかなというふうにも思っております。

そういう中、県のほうも、めぐりあい創出事業でしたかね、そういう事業を組み立てをしていただき、対馬市も、この22年度中にそれを実施しようということで、今実行委員会の立ち上げを急いでおるところであります。

また、市の助成事業として、社会福祉協議会、社協等の総合相談事業も実施しておるところです。松本議員がおっしゃられたように、子育て支援もあるが、その前に出会ってもらわないと始まらないという、まさしくそのようなことは同感でありますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、3点目の藻場のことでございます。これについては、いろんな事業で取り組みを対馬じゅうでしていただいております。まずは、環境生態系保全活動支援事業という事業で、内院、水崎、綱島の3地区、もしくは3組織で実施をいたしております。平成21年度から25年度までの5カ年間で事業をやっていく予定をしております。で、実際22年度以降はモニタリング調査を行いながら、この効果の確認をしてまいる予定です。

2つ目の事業であります。これは、海草の栄養素モデル事業というものを21年度から取り

組み始めまして、21年度3カ所、22年度6カ所をやっております。事業内容としましては、ありねよし1号を麻袋に入れ海岸に埋設すると、そして、藻場の回復を図るという事業でございます。

で、21年度は、3カ所のうち、五根緒地区、豆殿地区の聞き取り調査では、目視の段階ではありますけども、例年よりよく生えているとか、アオサが増えたとかいうふうな海藻のまた成長が早かったとかいうふうなお話も聞いておりますけども、まだモニタリングをやっていかないといけないのかなというふうに思っておりますし、今年度以降も、このありねよし1号については、しっかりと取り組んでいきたいというふうな思いを持っております。

また、離島漁業再生支援交付金事業の一例を挙げますと、峰の東部地区で21年度にダムの堆積土、それから、鉄鋼スラグ、ありねよし1号などをまぜて海に沈設する取り組みもなされておりますが、その効果は、23年春にモニタリング調査をする予定というふうに聞いております。

また、別の事業でイノベーション実用化助成事業というのがございますが、この事業では、19年度、20年度にかけて、やはり同じ地区で同様の取り組みが行われ、そこにはホンダワラ、アオサ等が着生し、徐々にではありますけども効果があらわれているようにも聞いております。

さまざまな事業とか機会をとらえ、藻場のこの問題、いそ焼けの問題について取り組みをしている。そして、民間のほうでもしていただいとるというような状況でございます。対馬にとって、このいそ焼けという問題が、漁業資源の枯渇につながる大変な問題でございますので、喫緊の課題として当然取り組んでいきたいというふうな思いを強く持っております。

また、藻場礁の事業については、市のほうで計画をしておりますして、平成23年度から、来年度から、実施していくよう進めて今おるところでございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 松本議員の御質問の対州馬の天然記念物への指定についてお答えをいたします。

先ほどから出ておりますように、在来馬8種のうち、2種が天然記念物の指定がございません。その2種というのが、北海道の通称「道産子」、それから「対州馬」、この2種であります。

市の天然記念物指定につきましては、市文化財保護条例に基づき所有者の同意を得た上で、市文化財保護審議会に諮問し、教育委員会が指定することとなっております。対州馬の指定につきましても調査を実施して、学術上価値が高いものと判断されれば、文化財保護審議会に諮問をしたいと考えております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） はい、どうもいろいろと丁寧に御回答をいただきましてありがとうございます。対州馬については、先ほど教育長のほうから答えがありましたように、指定されてないのが、北海道の道産子と対馬の対州馬の2種になっております。ほかのところについては、いろいろと国指定、そして、県指定、市指定としてやっぱり大事に保護されて、保護活動についても努力がなされておるようです。

対州馬の生息数の推移をば見てみますと、ここ数年30頭ほどで推移をしておるようでございます。このことについては、やはり対州馬振興協議会のほうでも、いろいろ努力がなされておることとは思われます。やはり飼育頭数の絶対数がやっぱり減ってきますと、近親交配というような心配も考えられます。ですから、将来にわたって、やはりこのままの頭数が適当な数なのか、それとも、より以上頭数を増やしていかれるのかというようなことについても、今後協議をばしていただきたいと思います。

同じく、絶滅が危ぶまれております宮古馬につきましても同じような頭数で、やはり絶命が危惧されるところでありますので、今後ともに、やはり学術的な問題もあろうかとは思いますが、より一層保護活動に向けて努力していただきたいと思います。

それと、先ほど文化財保護条例のことで答えがありましたけれども、天然記念物の指定につきましては、市にとって重要なものを対馬市指定史跡、対馬市指定名勝、または、対馬市指定天然記念物に指定することができるというような条項もありますので、かなりこれについては、対馬市の重要なものであろうと考えられます。審議委員会のほうでも、しっかりとそのあたりをばよく検討していただいて、いい答えが出ますことをば期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、次に、行政における婚活支援について再度お伺いをいたします。

ちょっと、記事は古くなるんではありますけれども、昨年度の11月24日の長崎新聞にありましたけれども、見出しは、「少子化にらみ予算措置」婚活に税金とありました。その一部をば紹介をいたします。

国は、2009年度補正予算で婚活を初めて予算化した。都道府県に配分する「地域子育て創生事業」502億円の用途の一つに「結婚意欲を持った若者の出会いの場の提供や結婚相談員の配置」と明記をされておりますというようなことが、新聞に載っておりました。

その中で、婚活支援事業を実施している都道府県は、全国の6割近い27府県、少ないところは、年間数十万円程度の規模だがと、茨城県においては、年間約2,100万円の予算を計上。お見合いイベントなどを積極的に後押しし、06年からの参加者は延べ9,000人近く、351組が結婚した力の入れようだとあります。

また、長崎県においても、パーティーやイベントの情報発信事業に263万円を計上しているとあります。石川県においても、05年度から「縁結びi s t（えんむすびすと）」と称して世話好きな地域の人々に個人情報保護などの講習を受けてもらい、県お墨つきの仲人を養成しているとあります。ほかにも、和歌山県とかなんとかの記事も一緒に紹介されておりました。

これは、これからいきますと、国においても、地域子育て創生事業の一環として取り組まれておりますが、この市においては、このような事業は適用されないのでしょうか、この結婚意欲を持った若者の出会いの場の提供や結婚相談員の配置とありますが、このあたりについては、市としてはどのようにお考えでしょうか、ひとつ御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、松本議員の2009年の国の制度ということで、地域子育て創生事業ですかね、その中で婚活事業というのも、メニュー化されているというお話であります。正直言いまして、私も、その事業は初めて聞いた事業であります。で、そういう中で、どういう組み立てで今それがされているのか、早急に調査させてください。きょうのうちに返答をさせていただきたいと思ひます。

○議長（作元 義文君） 6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） わかりました。よろしくお願ひをいたしておきます。

やはり先ほども質問で申し上げましたように、出会いの場が少なくなっておりますので、やはり年ごろの娘さんとか、独身の方がおられるところの家庭においては、やはり心配なところありますので、できるだけそのあたりが、行政が立ち入られるところによろしいですから、またできるようなであれば、ぜひそのあたりに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひをいたしておきます。

最後に、水産振興でありますけれども、先ほど、いろいろ説明がありましたけれども、いずれにいたしましてもまだまだちょっと、調査の段階が主なようであります。

で、もうすでに合併前よりいろいろ調査がなされておるわけでありましてけれども、そのことについてのやはり、結果に伴う事業化への取り組みなどがいまいちではないかと、ちょっと思っておるんですけれども、先ほど、市長のお答えの中にもありましたように、23年度にそのような事業に取り組みたいということではありましたが、自然がやっぱり相手でありますから大変難しいところではありますけれども、やっぱり今後において大変、やはり藻場は本当に生態系の根源をなすものでありますので、やっぱりしっかりとそのあたりに取り組んでいただきたいと思います。

一つだけ紹介をばさせていただきます。現在このいろいろな対策として、県や国の協力により、漁業者の方を中心とした藻場再生事業として、主に海藻プレート設置の取り組みが、それぞれの

漁業集落で離島漁業再生支援交付金により取り組まれております。そのうちの豆殿漁業集落、瀬漁業集落、久根浜漁業集落における藻場増殖礁設置事業について、設置後の追跡調査がされました映像を見せていただくことができました。

それによりますと、2メートル四方のコンクリートブロックで海底に沈設安定され、そのブロックの上にネットかごがしつらえてありますが、そのネットの中は、相当のアラメが付着、生育している様子が見られます。ただ、ネットの外は、まばらにアラメの幼体が散見される程度であり、魚類による食害ではないかとも考えられますけれども、かなりの成果があるようであります。

このようなことから、やっぱりこれをできるだけ大型化されて、やっぱり藻場の供給源、ひとつ供給源となるような大型の事業にも取り組むような考えはあられないのかどうか、もう一度お願いをいたしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、松本議員がおっしゃられたように、そのプレートの部分については繁茂し、それ以外飛び散っていくであろう周辺っていうのは、やはり増えていかないというふうな実態があります。

で、漁民の人たちともお話しするんですけども、漁民自身が、そこからプレートのところから移しかえて、それをまたかごで囲んでいくような事業も、自分自身らでもやっていきたいというふうな相談も、ある地区からは出ているような状態です。

で、原因というのが、なかなか特定をされてない、まだまだですね、で、研究者のほうも、これだという決め手もない状況であります。で、そういう中で、そのかごの問題をもっともっと増やしていくためには、漁業集落再生交付金の3億程度の事業ではとてもじゃないけど間に合いません。

で、国が、ほかで出している、先ほど幾つも、3つ、4つお話をさせていただきましたが、その事業規模でも追いつかないというふうには私は思いました。そういう中で、私は、8月30日に東京都を訪ねた次第です。それは、東京都の都内におけるCO₂排出の規制で一事業体ごとに、2年後にクリアしない場合は、50万円ずつの罰金を取るというのがございます。

で、東京には、事業所はたくさんございますから、これは、東京都の環境局でございますが、環境局が、その50万を集めた金をどのように使うのかというふうなことから話をしまして、その50万は再生可能エネルギーのところに流していきたいというふうな考えでございました。

それは、太陽光とか、そういうふうな感じですね、風力とかもございしますが、私どもにとって、この藻場の再生というので、やはりこれはCO₂の吸収をするんだから、それを私どものようなこういう事業というのは、国の予算もそんなに増えないから、あなた方の50万をかき集めて、うちに投入して、そのCO₂のオフセットを東京都とできないかというふうな実は相談に行った

とこです。

で、それも、このいそ焼けの問題を抜本的に食害のスピードに勝つためには、とてつもないスピードで藻場造成をしないと勝てないというふうな思いがあったもんですから、東京都に相談に行ったところですよ。

で、現段階においては、先ほど申しましたように、再生可能エネルギーのみを対象としてますという話ですが、今後も、私どものいそ焼けをとめる手法が、どこかに糸口があるんじゃないかと思っておりますので、そういうふうな相談にはたびたび参りたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） いろいろとありがとうございました。大変な取り組みだとは考えられます。今後ともに頑張ってくださいと思います。

それと、最初の対州馬のことについてもう一度、質問ではありませんけれども、ちょっと紹介をしてお願いをいたします。

対馬の文化財が、かなり数がございますけれども、やっぱり地域の文化、文化財は一度なくすと復旧することはもう不可能です。大切な対馬の遺産がなくならないように保存にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、現在、目保呂ダム馬事公園で今春、調教師として就任され頑張っておられます東京都出身の篠原由美恵さんのコメントをば紹介をいたします。「強くて優しい貴重な馬を対馬を絶やしてはいけない」というようなこともコメントされておりますので、どうぞよろしく取り組んでいただきたいと思います。

それと、婚活支援事業については、子供を持つ親御さんの気持ちとしては、できるだけ早く身を固めてもらいたいというのが、偽りのないところであります。行政の行う婚活は安心感がある、費用が安いなど、おおむね好評のようであります。冒頭でも申しましたように、結婚は個人の自由であり、行政が介入するのは慎重であるべきではとも言われますが、住民サービスの一環として可能であるものについては、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、いそ焼けについてであります。藻場の再生に向けては、民間業者の方も努力をされております。自然が相手で大変難しい問題ではあります。水産振興のために漁業者の方とともにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、市長におかれては、対馬近海の水産資源を守るため、国内初めての「海洋保護区」の設定に向けて鋭意努力をなされております。頑張ってください。よろしく申し上げます。また、藻場の回復に向けても、全国のモデルとなるような取り組みがされるよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで6番、松本臚幸君の質問は終わります。

.....
○議長（作元 義文君） 昼食のため暫時休憩します。午後は1時から開会をいたします。

午前11時51分休憩

.....
午後0時59分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 市民の声を活かすということで頑張っております10番議員の小宮教義でございます。昼から非常に眠たい時間ではございますが、私の持ち時間はたった50分でございますので、50分間よろしくお願いをしたいと思います。

市長、この国際状況は大変な状況でございますが、一步間違えば、戦争という大惨事になりかねない状態が続いております。この対馬から、わずか49.5キロの韓国でございます。韓国の島の韓国領土の延坪島に北朝鮮が突如として砲撃を加えたわけでございます。この対馬は、天気がいいときには韓国が見えるわけでございます。これは、延坪島だけの問題じゃなくて、これは、対馬の問題でもあろうかと思えます。この北朝鮮、この民族は、このアジアの歴史において汚点を残す民族でございます。これは、決して許すべきではない。これは、国際的に断固たる制裁を加えていただきたいと思えます。

この対馬は、陸・海・空の自衛隊で守っていただいております。官房長官は、この自衛隊に対して、「自衛隊は暴力装置だ」という暴言を吐いておられます。何が暴力装置か、暴力装置というのは、その言葉を発したその口そのものが暴力行為であります。私は、非常に怒りを覚える次第でございます。

そして、この官房長官がおるこの日本の国、今はどうか、南は中国の尖閣諸島がございます。北はロシアの北方四島、この今日本政府の弱体化を見透かしたような行動をとっております。

そして、きょう、市長のほうからもお話がございましたが、尖閣諸島、これは日本古来の領土でございます。そして、この領土に領海に勝手に入ってきて、しかも、海上保安部の巡視艇にぶつけるという、そして逮捕されたわけでございますが、また何を勘違いしたかわかりませんが、これに対して那覇地検が、日中の関係を考慮するというので船長を保釈しております。これは明らかに政府介入であり、指揮権の発動そのものでございます。

そして、この衝突のビデオの漏えい、インターネットで流れておりましたが、そして、先の参議院の選挙における突然の10%の消費税打ち上げ、そして、今は公約違反とも言うべき企業献金を始めたわけでございます。右へ左ふらふらと、こういうことではどうしようもない。やはり指揮者たるものは、背筋がぴしゃっと通る筋を通さなければいけないと思えます。その筋が

通らなければ、指揮者としてのものはないわけですが、市長のほうはどうでしょうか、その首尾一貫性があるでしょうか。

ここに地元の新聞がございます。この新聞は、地元の対馬新聞でございますが、11月1日付の記事でございますよ。ここにこう書いてございます。「対馬新聞社締め出しを、財部対馬市長は電話で示唆」と、こういうふうな記事が載っております。その内容というのは、こうでございます。市のやっていることを正確に伝えない報道機関があるので、今後はこちらから信頼できる報道機関を選んで情報をリリースするというふうに発言をしておるわけでございます。

では、正確性とは何か、だれが決めたのか、これについては市長が判断をされたわけですが、これは筋が通って非常にいいことですよ。これは、一たん言うたことは通さなきゃいけない。しかし、何としたことか、一週間後の新聞でございますが、ここにはこう書いてございます。この問題について、財部市長は、質問に対してこう答えております。当分今のままでいくという発言を、記者発表をしておられます。

そういうことならば、最初からこのような問題を発言すべきではない、ものではないと思います。何たるていたらるか、ままごとをやってるわけじゃないんですから、もっと首尾一貫を持ってやっていくべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

それと、先ほどの内閣の話でございますが、この前、柳田法務大臣がお辞めになりました。法務大臣は、国会では2つ覚えておけばという話をされましたが、非常に格好いい話をされたけれども辞職されました。その原因は、国会軽視だということで辞職をされたわけですが、市長は、議会軽視はどうでございましょうか。

私が、今まで一般質問をさせていただいておりますが、その中にもございます。私が、公共事業の最低限度額を90%に決めるならば、95でもいいじゃないかという話を一般質問でさせていただきました。

そのときに、市長は、私に対して自家撞着病症にかかっているという発言をされたわけですが、これは、精神分裂症にかかっているんだと、あなたは気違いではないかというふうなものになるわけですね。一緒なんですよ、中は。そういう発言をされておられるわけですから、議会は懇親会の場じゃございませんから、今後は、そういうことには十分御配慮を願いたいと思います。

それと、もう一つ、これは注文ですけどね、議場での市長の発言は、これは反問権は与えておりません。そのところも重々熟知をしていただきたい。ただ、議会において、議会会議方法なるものの中に反問権が与えてあれば別でございますが、その辺もよく御理解を賜りたいと思います。

では、さきに通告しておりました3点についてお尋ねをいたします。

まず、第1点の地元企業対策について、この分についてお尋ねをいたします。

もう今は大変な不況で、どんどんどんつぶれておるわけですが、新聞にこのよう

な記事が載っておりました。これは、地元の新聞でございますが、自民党の長崎県連政調会、この記事でございますが、ここに大見出しで、悲鳴続出、そして、商工会から180店舗が廃業、そして、建設業協会が43から24と非常に激減をしておる状況でございます。

確かに、市長が言われるように、このような状況では企業誘致も難しい、それはわかります。しかし、今の段階において市としてできることは、今ある企業を一企業でも残すように努力すべきではないか、その方法もあるのではないか、その聡明なる市長のお考えをお尋ねをいたします。

それと、第2点目の入札制度でございますが、これは、国調調査、国土調査でございますけども、これについては、現在地元企業が7業者ございます。この7業者でなぜ仕事ができないのか、この問題については、私が何回となく一般質問をさせていただいております。今までの答弁も踏まえて再度御答弁をお願いをしたいと思います。

そして、この3点目の新規企業の育成についてでございますが、今、壱岐と対馬で高速カーフェリーの計画が上がっております。その中で、「市民フェリー壱岐・対馬」という会社をつくり、実際できておりますが、そこが高速フェリーを走らせるために今出資者49人を募っております。この49人の中に市として出資をするお考えはないのかという3点でございます。明快な答弁、求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 全く反問権がないということでございますので、そういうことを踏まえ答弁に努めたいと思います。

まずもって、北朝鮮問題のことをおっしゃってありました。11月23日、私が聞いたのは、たしか、夕方の5時だったと思います。それから6時に、こちらにお見えであった韓国の大学の先生と会って、その先生が、ちょうど韓国のほうに電話をされ、その状況というのを聞かれたときに、逆に今鎮静化しておりますけども、その状況をすでに予測をソウルのほうはしているということ聞きまして、その瞬間、最初は驚きましたけども、北朝鮮の物事の進め方というのを説明を若干聞いたときに、大ごとにならないなという思いで若干そのときは安堵をしました。

しかし、あのようなことが、たびたび起こるということになったとき、私どものこの対馬と韓半島との距離を考えたら、とても不安な部分があります。あの場所が、韓半島の地雷源とならないように願っておるところであります。

1点目の地元企業の会社が減っていく中で対策はという、市として何かないかというお話であるわけですが、この流れ、特に、建設協会の対馬支部の会員も半分以下に減っておるという状況でありますし、商工会の会員数も、25%ぐらいの減少をしているというふうに、それぞれの支部長さん、会長さんのほうからも、会うごとに話は聞いておるところであります。

これにつきましては、この10年近くの日本全体の景気の低迷の中で、公共工事に対する考え

方というものを転換しないと日本が立ち行かないということで、国が転換をされたことでありますし、全盛期に比べ、3分の1程度まで落ち込んでおるといふような状況です。

これをもとの状況まで戻すというのは、並大抵のことではないと思いますし、国の抱えてる借金等を考えたときに、さらに国債を発行し景気対策を打つということ、この20年近くの物事の進めてくる中で、この800兆、900兆という借金が増えたことを考えて、今その公債費に国民全員がどうしていこうかというふうな考えに至っているわけですから、なかなかここだけをということでお願いをしにくい部分が、大変あるというふうに思っております。

しかし、先ほどの北朝鮮問題ではありませんけれども、国境としての島のあり方とかいうのを考えたときに、国土全体の中でこの国境に対しての色をつけていくのを私は国にお願いをしていくと、もとの姿には戻らないにしても、そういう視点からお願いをしていく必要があるというふうに常日ごろ考えております。

2点目の地籍調査事業の測量委託に地元7業者だけの入札にできないのかということの御質問でございますが、本市の場合は、市内業者で受注可能な案件につきましては、原則、市内業者を優先し発注することとしております。国土調査法等により実施しております地籍調査業務は、長崎県下では、地籍調査業務共通仕様書第6条において、一筆地調査業務は、地籍主任調査員や地籍調査管理技術者、または土地家屋調査士の資格を有する者が調査することと決まっております。

平成18年度の入札では、市内業者の方は、地籍調査のうち測量業務のみの参加にとどまっておりましたけれども、19年度からは、一筆調査業務に必要な資格を取得され、19年度に1社、20年度に3社、21年度に6社、22年度は入札参加登録している市内7業者すべてが、入札に参加できるようになりました。

平成21年度の発注に当たり、指名審査委員会におきましては、業者指名について検討をいたしました。市内業者の方は、まだ資格を取得したばかりで十分な実績がなく、調査実施に当たっては細部の指導が必要となり、事業担当が対応に苦慮することが懸念されること、また、21年度8件、22年度には11件の入札案件があり、市内業者数を超えたことから資格者の人数などを考慮し、準市内業者も含めた指名が適当であると判断したものであります。

なお、指名いたしました市内業者以外の業者につきましては、いずれも、旧町時代から本市内の地籍調査業務に携わってきた業者であり、十分な実績があるものと判断した次第でございます。

市内業者に対しましては、市内業者に限定した入札案件もあることから、地籍調査業務についてはその経験を踏まえ、あらゆる角度からの検討を重ねていきたいと考えております。

次に、3点目の市民フェリー壱岐・対馬に対して出資の考えはないかという御質問でございますが、この種の質問に対して、平成22年3月定例会において、壱岐・対馬フェリーが提案し、

壱岐市、対馬市において高速カーフェリーを第三セクターを設立し運航する考えはないかとの質問が、小宮議員からなされましたが、本市においては、現段階では導入する考えはないとの回答を行ったところであります。

その後の壱岐・対馬カーフェリーの動きですが、平成22年4月15日に、同社が主催する高速カーフェリーの導入説明会が対馬市で開催され、壱岐市及び対馬市からの公的支援は現段階では難しいとの判断から、民間による高速カーフェリーの導入に向けての動きとして、小宮議員の一般質問にある株式会社市民フェリー壱岐・対馬が、6月24日に法人登記を行い、民間サイドでの導入の可能性について研究されているところであります。

本市としましても、市民フェリー壱岐・対馬の動きにつきましては、新聞報道等で知り得る程度であり、現在、高速カーフェリー導入に向けての頭金4億円については、民間から一口100万円で49の方が出資を行っているという聞いております。

小宮議員の質問の中にある出資者49人を募集しているというお話でございますが、市民フェリーでは、会社法人と言っても、限りなくNPO的な組織を目指していることから、出資法人50人未満の49人の出資者を確保しているという聞いております。

なお、出資者による頭金の残額については、社債として調達するという計画を予定されているとのことであり、残金の36億円については、鉄道・運輸機構の船舶共有船建造制度での融資を考えていらっしゃるようであります。

その後、九州郵船株式会社が、高速カーフェリーを1隻引き受けるなら、それを条件に融資してもよいという大口融資者が登場したことから、70メートル級トリマラン2隻を同時発注し、壱岐・対馬フェリー株式会社と九州郵船に各1隻を市民フェリー壱岐・対馬から用船する案を九州郵船株式会社へ申し入れを行いました。この申し入れについては協議が整うことがなかったため、株式会社市民フェリー壱岐・対馬は、1隻体制での導入を進めることを現在表明されておられます。私自身は、現在このような動きだというふうにとらえているところであります。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） じゃ、先に、この入札制度の分からやりたいと思いますが、先ほどの説明ですと、答弁ですと、島内の業者に発注をする場合に、物件数が多くて業務に支障を来す部分があると、発生する可能性があるということですが、実際に今の段階において、そういう支障が出たんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 支障を来すとは申しておりませんが、また、そういうことがあったのかと言われると、それはあつてはおりません。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） あってないわけですよね。実際にそれがあつたならば、それは問題点としてとらえるべきでございましょうが、実際に発生してないし、私は業界から聞く話によると、そういうことは一切ないという話もお聞きしております。

で、お尋ねしますがね、私、当初、前回の答弁も踏まえてというお話ししましたが、前回、このような答弁をされておられるんですよ。これは、副市長、大浦さんですね、私がこのときに、なぜ、対馬5業者だけでさせないのかと、そういうときに、副市長は、対馬は6ブロックあるんだと、そして、仮にその全部とった場合には、一つの業者が2つ重なることがあるんだと、こういうふうに言っておられました。

いいですか、こういうふうなくだりなんですけど、これはね、21年3月、もう大分たつた分ですよ。「島内の5つの業者が可能であれば、例えば、一つの業者が2つの現場管理ができるような状況であれば、そのことも可能だと思っていますから、そこら辺について可能な限り、その現場管理人等の資格の数等を含めて様子を見ながら検討してみたい」というふうな答弁をされておられますよ。

このとき、支障になったのが、5業者だけだからということだけでも、今回は既に7業者になっておるわけですから、十分可能じゃないんですか、どうなんですか。これは、大浦副市長かな。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほど市長のほうの説明しましたように、一筆調査につきましては、地籍主任調査員、それから、地籍調査管理技術者、家屋調査士も含めるんですけども、そういう方がぜひとも必要ですから、今7業者の方が、それぞれ資格を持っておりますけども、先ほど言いましたその資格を2人以上持つてある会社は5業者いらっしゃいます。

それからすると、5業者が2つ以上落札することは可能ですけども、先ほどから市長が答弁しましたように、これは、国土調査というのは、原則、繰り越しができない事業でありますから、年度内に完成ができるようなそういう経験をたくさん経験をしてもらって、事務がスムーズにいくようなことをするのも、行政の指導かなというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 3つの資格を持っているのは、5業者だけということですよ、ですね。しかし、その仕事の内容によっては、それぞればらばらになるわけですよ。委託の内容によっては、今、この資料ここにあるんですが、これは、今年度行われた分ですよ、これにはね、地元7業者入れて、ほか5業者、12業者でやっとなるんですよ。12業者で、これでも、地元7業者だけでもできるから入れてあるんでしょ。7業者でできるわけだから。先ほどのその6ブロック分かれたとしても、7業者が入るとるんだから十分カバーできるんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） ことは、さっき答弁しましたように、11ブロックに分けておるんです。ですから、その中で、地元業者が7業者参加をされてる。もちろん7業者がそれぞれ落札されたんです。市内の業者が、どこにも参加をしてないということじゃありませんから、少なくとも1ブロックは、それぞれの市内の業者で調査をされてあるということですから御理解をしてもらいたいと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この指名というのは、仕事ができるから指名を出すんですよね。極端に言うと、11ブロックあっても、先ほど申しましたが、支障が出てれば別ですよ、今までにいろいろと、でも支障は出てないんだから、例えば、この入札一つとっても、全部で12業者います。この中で、7業者だけでもできるわけですから、できるんですよね。11ブロック分かれたとしても、できないんですかね。11ブロックで7業者では。

例えば、その内容によっては違うけども、例えば、このような平成22年7月の6日にやってくる分については、できるんじゃないんですか。できるから指名出しとるんでしょ。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほどから何遍も言ってますけども、7業者は、そのうちの2業者については、そういう資格者が一人しかおりませんから、当然1工区しかできない。で、あとの5業者については、2人以上の資格がありますから、少なくとも2工区以上は可能なんです。だから、当然そこに指名をしておりますから、その方が可能であれば、自分たちで仕事ができるということであれば、当然2カ所以上の仕事はされるんですから、それを指名から外したということじゃない。準市内の業者も入れた入札をしたということです。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この指名願というのは、指名競争入札というのは、これは、法律で決まってやっとなるわけですよね。地方自治法によるこの入札をやっとなるわけですよ。この地方自治法の中で、こういうふうな法律の中でやっとなるんですよ。これは、契約等に関するものですよけども、なぜこの指名入札ができるのかと、一般的にはできないんですが、しかしできるのは、3つのパターンがあるんですよ。

これは、地方自治法施行令の167条なんですけども、1号から3号あるけどこの1号の適用なんです。工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適していないものについては、指名競争入札でいいんでということになっとなるんですよ。これによって指名競争入札されておるんですかね、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 委託については、基本的に指名でやっていますから、今小宮議員が言われたように、それにのっかって指名で入札を行っています。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この中に、「性質または目的」というのがあるんですよ。これによって指名の業者を決めることができるんですよ、性質または目的。この性質というのは、ここは対馬ですから、各地方自治体状況違うけども、対馬である場合は、対馬という離島がその性質を帯びておるわけなんですよ。その性質をですね。そうすると、この離島で仕事を出す場合には、これに値するわけですよ。極端に言うと、向こうから来とって、そのような業者はこの性質の、または目的の中に入らないんですよ。とらえ方ですけどね。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 指名基準というのは、対馬市が指名をする基準ですから、対馬市の指名基準に基づいて指名をいたしております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） うん、その上にこういうふうな自治法があるわけですよ。それは時間がないからあれですがね、先ほど、これはね、22年7月6日の入札の一覧表ですよ。これは、業務場所がばらばら入っておる分なんですけどね。

この中でもですよ、先ほど言われた2つ以上とれる業者もおるわけですから、ならば、極端に言うとも、12業者あるけれども、7業者だけでもできるんですから、できるから入れとるんでしょ。その辺はどうなんですか、7業者だけでできないならば12業者入れてもいいけども、7業者だけでもできるんでしょ、事業としては。指名に入れとるんだから、12業者。12業者の中に7業者だけでもできるんじゃないんですかと言っとるんですよ、ほかのを外すことはできないのかと言ってるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほどから何度も繰り返しますけども、この国土調査というのは、地籍調査というのは、繰り越しができない事業なんです。ですから、万全を期して、こちらはその仕事をしてもらおうということからして、市内の業者に加えて、今まで旧町時代から実績のある地籍調査専門の業者を参加をさせて万全を期した調査をやりたいということで、準市内の業者、対馬に支店、出張所を持っている業者を指名をして万全を期しているということですから、御理解をしてもらいたいと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） その万全を期してまで、そういう問題じゃないと思いますよ。

何かの理由でやはり12業者、ほかの業者も入れなければいけないんでしょから、万全を期す必要はないじゃないですか。非常に理解できません。(発言する者あり)注意を、注意を与えてください。

○議長(作元 義文君) 静かにしてください。

○議員(10番 小宮 教義君) では、次に、地元企業の分についてに行きますが、ここに、この団体から、以前陳情が出ておるんですよね。社団法人長崎県建設業協会対馬支部、それと、対馬建設業協同組合、ここから、21年2月の23日に請願が出てます。この請願が委員会付託になって、21年の3月24日に、市長あてに意見書を出しておるんですよ。

この意見書は、その中には、この業界が、指名は島内本社の指名だけをお願いしますということを意見書を採択して市長のほうに意見書を提出しておるわけですが、この業者の中には、この協会の業者の中には、島外の、ここに本社を持たない企業もおるんですよ。何業者か入っておるんですよね。その方が、指名から島内の本社のみにしてくれということをやるとるんですから、この意見書を出しておるんですよ。その分の処置はどういうふうにされたんですか。

○議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。

○副市長(大浦 義光君) 前回、小宮議員からそういう質問がありました。その後、指名基準というか、入札の基準を特に準市内の業者については、地域要件を厳しくいたしております。厳しく、逆ですね、今までは対馬に出張所、営業所をつくってから10年以上、もしくは8人以上の雇用をしている業者ということで地域要件に上げておりました。それを両方、10年以上、そして、8人以上の雇用をしないと一般競争には加入されませんよということで地域要件を変えました。その後、そのことによって、準市内の業者が参加できなくなった部分がありますけども、その後、その業者につきましては、従業員の確保をされて、今はその両方の要件を満たされて今一般競争の入札に参加をされております。

○議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。

○議員(10番 小宮 教義君) いや、私の言っとるのはまた違うんですが、この業界には、先ほど申しましたように、島外の業者が3業者入っとるんですよ。この協会とかそういう支部にはですね。その業者がみずからですよ、みずから、この対馬島内の業者のために外してくれと言っとるんですから、みずから言いよるんですよ、外してくれと、外してやるべきじゃないんですか。業者が言っておるんですから、対馬の業者のために島外の業者が、ちょっと外してやれば済むことじゃないんですか。

○議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。

○副市長(大浦 義光君) そのことは、以前、同じ質問に市長が答えたじゃないですか。長い間対馬で仕事をされてあって、準市内かもしれませんが、長い間対馬に貢献をされた業者です

から、そういう要件を整えれば、うちは一般競争の地域要件に入れてちゃんと指名をしますよと、そのことは、以前の質問の中で市長が答弁をしていると思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） その指名要件の話をしよるんじゃないんですよ。何年、何十年という話じゃなくて、この請願を出された組合の中に、島外から来ておる業者がおるんですよ。そこで皆さんで決めて、対馬の仕事は対馬の業者だけでさせてくれと、自分たちは外してくれとということをお願いしよるんですよ、この請願は、だから、外してやればいいんじゃないんですか。わかりませんか、言いよることが。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 昨年の7月7日に陳情が、うちにあったんです。それを見ますと、島内本社並びに長崎県に準じた受任営業所の指名をお願いしますという陳情が、うちにあった。（「それはいつですか」と呼ぶ者あり）21年の7月7日です。（「7月7日」と呼ぶ者あり）7月7日。（「だったら、その前の分ですよ、そんなら」と呼ぶ者あり）

○議員（10番 小宮 教義君） この決議をしとるのは、再度申しますが、去年の3月の24日に意見書を出しておるんですよ、だから、難しいことじゃないじゃないですか。これ、先に出とるんですから、こちらが優先するわけですが、その業者自身が対馬の業者のためを思って、対馬の仕事は対馬でしてくださいよと、自分たちは辞退しますからそういうふうにしてくださいよと、外してくださいよというお願いなんですよ。指名は、本社におるものとするというのはですね。だから、そのまましてやればいい、意見書どおりに、簡単なもんじゃないですか、できないんですか、それは。言いよることがわかりませんか。（発言する者あり）21年の3月24日の総務委員会で意見書を出してますよ。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。（「注意を」と呼ぶ者あり）静かにしてください。（「私が質問しよるんやから注意してくださいよ、よくわかるように注意してやらんにゃ」と呼ぶ者あり）質問者は、小宮教義君です。（笑声）

○副市長（大浦 義光君） 繰り返しになりますけども、我々のところにそういう陳情が来てます。議会で意見書を提出されたのと、これが時間的にはずれがあるかもしれませんが、陳情がこういうことであってますから、今までどおりの一般競争入札の地域要件は変えないつもりでおります。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） わかりました。業界もあれですな、しかし、じゃ、この3番目の、あと7分ありますが、新規企業育成についてなんです、今の市長さんの答弁ですと、民間で出資をするんだから、ちょっと出資のほうは考えてないと、もう1回、その辺の答弁をしても

らえませんか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもが会社から聞いている話は、49人の出資を仰ぎますね。この49人については充足しましたというお話を聞いているところです。あと残りについては、社債等を考えてるんですよという話です。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 例えばですよ、49人決まっておろうかと思うんですが、例えば、その残りの分を社債とかなんかの発行されるんですが、そういうふうな、もし発行されれば、市としてはどういうふうな対応をされますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現時点において、このトリマランの話につきましては、津軽海峡等での実績等がありますですね。1年1カ月、また別の船は、6カ月中止になったというふうな話も聞いております。そういう中で、トリマランがこの対馬において、本当に運航ができるのかどうかということも十分に研究をしないといけないかなというふうに思っています。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 先ほど津軽海峡の分が出てきましたよね。これは、トリマランじゃないんですよ。あれは二そう船なんですよ、（発言する者あり）うんうん、構造が全く違うんですよ。北海道の分は二そう船で、今回は三胴船なんですよ。だから、非常に安定性があるわけですよ、と思われるわけですね。

では、北海道の例は別にして、こういうふうな形で、もし就航するという形になれば、市としては今後検討していくことになるんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 安全性が確保され、それから、36億の部分について、鉄道・建設運輸機構でしたか、そちらのほうの共有船方式で物事が進んでいくというふうなことになるれば、それは市民の足の確保のことですから、今おっしゃられるようなことも起こってくるかなとは思いますが。現時点において、私どもが聞いておりますその鉄道・運輸機構、そちらの方につきましては、すごくこの三胴船方式については、懐疑的な考え方をお持ちであります。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） これが軌道に乗れば、実現してそういうふうな形になれば、社債の出資のほうも考えていくというふうな考えでよろしゅうございますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今現在も、今走ってる会社等にも、市が持ち株を持つてる状況が確かに

ございます。それを考えますと、それが運航していくというときに、第三者割り当てとかいろいろなことが出てきたときには、そういうことは十分にできるというふうには思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） これが、実現をしていくということでもし実現すれば、そういうふうな社債の出資のほうも十分考えていただきたいと思います。

というのは、実際に九州郵船にも出資もしておられますし、300万程度ですけどね、実際に出資は可能なわけですからその分で、これは壱岐と対馬、そして博多を結ぶ高速カーフェリーですから、特にこの水産業をはじめ、観光産業もそうですが、非常に大きいメリットがございますんで、これが、実現をするというふうな段階に及んで、こういうふうな出資ができるとなれば、ぜひ、市としても出資をお願いしたいと思います。

あと2分ございますが、特に、今までこの市が行った企業の支援がございます。新規ビジネス支援事業ですか、これについては、9月の定例議会で委員長の報告がございました。新規ビジネス支援事業の調査をされましたが、これについては、1件当たり約150万の出資をされとるんですよね。そして、12件調べてみたら、それに使った補助金が、約1,675万1,000円、この報告の中には、ほとんどの事業が補助金の事業に沿ってないという報告がございました。

このような、いや、首をかしげるんじゃないくて、そういう報告がされたんですよ。委員長が、9月の定例議会で、ほとんどの事業が、補助事業に沿ってないというふうな報告をされました。皆さんが承諾したわけですから、こういうふうなものに使うよりも、中にはいいのがあるかもしれないがね、今後、使うよりも、やはりその高速カーフェリーとか、そういうもののほうに、実があるもののほうに出資をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 以上で小宮教義君の一般質問は終わります。

.....

○議長（作元 義文君） 再開を2時から行います。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 近未来研究会の小田でございます。本日、最後の質問者となりましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まず1点、対馬市市営住宅管理運営についてお尋ねをします。

対馬市市営住宅管理条例によりますと、市営住宅が55団地の950戸数、改良住宅が3棟の52戸数、そのほか、対馬市引揚者住宅条例による引揚者住宅が10戸数、そして、対馬市定住促進住宅条例によります定住促進住宅が7棟の16戸数となっており、対馬市が管理する住宅の戸数を合計しますと1,028戸となり、もし空き部屋がなければ、1,028世帯と表現してもよいかと思えます。

10月末の住民基本台帳によりますと、峰町の世帯数が1,041世帯で、対馬市が管理する住宅戸数とほぼ同数であります。

住まいを求める対馬市民にとりましては、住宅不足の解消及び定住化の促進等、居住環境づくりに大いに役立っていることは言うまでもありません。

また、場合によっては、公務員さえ難しいとされる今日の住宅ローンの貸し渋り、そして、長いトンネルの中で出口が見えない経済不況が物語るように、新築住宅が、年々激減していることはだれもが認めるところであります。

対馬市におきましても、財政状況が厳しい中で、新しい住宅を確保することは困難と推測するわけであります。よって、既存の住宅の管理そのものが、対馬市民の安住の地となりますので一層の御努力をお願いするところであります。

第1の質問は、入居者が退去後、次の公募まで最短で何日を要したか、また最長で何日を要したかをお尋ねいたします。

次に、平成10年に国土交通省が、原状回復のガイドラインを示しています。このガイドラインは、民間賃貸住宅を想定して示されたものでありますが、賃貸住宅は、貸す側と借りる側の双方の合意に基づいて行われるものですが、退去時において貸した側と借りた側のどちらかの負担で原状回復を行うことについて、トラブルが発生することがあります。

こうしたトラブルの未然防止のため、裁判例及び取引の実務等を考慮の上、原状回復の費用負担のあり方について取りまとめたものであります。法律ではないため、絶対に守らなければならないという性格のものではありませんが、平成16年2月には、裁判事例の追加などの改訂を行っています。よって、賃貸契約も、ガイドラインに沿った形で現在は行われているようでありませぬ。

この国土交通省のガイドラインのポイントは、原状回復は、入居者が借りた当時の状態に戻すことではないことを明確化いたしました。つまり、経年変化、自然劣化等、通常の使用による損耗等の修繕費用は、毎月の家賃に含まれているものとしたのであります。

よって、敷金の使い道は、もしも月々の家賃を滞納して支払えない場合に預けておく担保金、それから、入居者が、故意・過失・善管注意義務違反その他の通常の使用を超えるような使用に

よる損耗、毀損による修繕費用として余分に預けておくものとなっております。

ここで通常使用とはどういうものかと申しますと、国土交通省が、さらに具体的に示しております。貸主の負担となるもの、市営住宅ですから、対馬市の負担となるもの、畳の表返し、裏返し、特に破損等はしていないが、次の入居者確保のため行うもの、フローリングワックスがけ、家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡、畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）、テレビ・冷蔵庫等の後部やけ（いわゆる電気やけ）、壁に張ったポスターや絵画の跡、エアコン、これは、入居者がエアコンを設置する場合でございますけど、エアコン設置による壁のビス穴跡、クロスの変色、あと、網戸の張りかえとか、地震で破損したガラスとか、いろいろあります。

それから、入居者が負担すべきもの、飲み物等をこぼしたことによるカーペットのしみ、カビ、引っ越し作業で生じたひっかけきず、フローリングの色落ち、これは、借り主の不注意で雨が吹き込んでそれが色落ちしたという、それから、キャスターつきのいす等によるフローリングのきず、へこみ、台所の油汚れ、クーラーが水漏れし、借り主が放置したため壁が腐食、クリーニングをしても落ちないたばこ、線香等のやにで張りかえが必要な場合、天井に直接つけた照明器具の跡、飼育ペットによる柱等のきずというようなふうになっております。

次に、消費者契約法との関係についてお尋ねします。

この法律は、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」に着目し、消費者に自己の責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部または一部の効力を否定することができることにより、消費者契約に関するトラブルの公正かつ円滑な解決を図ることを目的として、平成13年4月1日に施行された法律であります。

特に、「消費者契約法」第10条の関係についてお尋ねします。「消費者契約法」第10条を読みますと、見出しが、「消費者の利益を一方的に害する条項の無効」、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、または消費者を義務の加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」という条文であります。

居住用の賃貸借契約において、借り主は当然消費者に当たり、家主は個人法人を問わず事業者とされ消費者契約法の対象となります。たとえ契約自由の原則で約定した場合でも、同法の強制法規に抵触する内容であれば、賃借人の利益を一方的に害する不利な約定として無効という判断がなされるわけでございます。

民間の賃貸借契約では、契約書そのものが既に印刷されていて、借りる側が不利な条件が示されています。国土交通省のガイドラインを逸脱するような契約書になっていますが、両者、納得

の上押印していても、消費者契約法に触れれば当然に賃貸契約書そのものが無効となるわけであり
ます。

対馬市営住宅の賃貸借契約書は契約書ではなく請書となっており、消費者契約法に抵触する条
項は一つもありませんが、さきにも申し述べましたように、国土交通省のガイドラインに抵触す
るおそれのある軽微な修繕と申しますか、家賃も民間のアパート等比較した場合、安く設定され
ているようでありますので、畳の表替えは退去者が負担しているということではありますが、今ま
でに退去者と何らトラブルはなかったか、お尋ねします。

それから、「対馬市住宅管理条例施行規則」第13条第2項では、条例第18条第3項ただし
書きの規定により、修繕に要する費用を敷金から控除したときは点々点とありますが、条例第
18条第3項のただし書きには、「修繕」という語句は出てまいりませんが、「損害賠償金」
という言葉がありますが、修繕はこの損害賠償金を指すのかどうか、お尋ねをします。

次に、LED照明の導入について御質問させていただきます。

今から120年前の1890年に、日本で初めて一般発熱電球を実用化した東芝は、ことに
製造を中止いたしました。そして、2009年3月に一般発熱電球にかわるLED電球を販売を
いたしました。

このLEDは、20年以上の間、赤色と緑色しかなかったわけではありますが、世界でも注目を
集めました日亜化学に勤務されていた中村修二氏が、青色発光ダイオードを発明したため色
の三原色がそろい、1,600万色が可能となったところであります。以来、LEDは照明器具
はもちろんのこと、テレビ、CD、DVD等あらゆる分野において開発がなされていることは、
御承知のことと思います。

私は、対馬市が電気代をどのぐらい支払っているか想像もできなかつたため、対馬市の21年
度決算額を調査いたしました。決算書には、11節の需用費のうち、光熱水費は説明欄に金額が
示されていますが、光熱水費のうち電気代を調査するに当たり、関係部署には御協力賜り資料の
提出もいただきまして、この場をかりまして厚くお礼申し上げます。聞くところによりますと、
対馬市も一部、LED照明を既に使用しているとのことでもあります。

それでは、対馬市が支払った21年度分の電気代を資料に基づき説明させていただきます。

21年度の決算額でありますけど、一般会計は、款項目節の款別に調査をいたしました。それ
から、特別会計については、会計ごとに調査をいたしました。21年度の一般会計の電気代の総
額が、2億8,472万8,175円、2、8、4、7、2、8、1、7、5円となっております。
それから、特別会計が6,999万220円、6、9、9、9、0、2、2、0、一般会計、特
別会計を合計いたしますと、3億5,471万8,395円、3、5、4、7、1、8、3、9、
5円となっております。もちろん、電気代の中には、照明以外に動力、あるいは事務所等には、

パソコン、クーラー、コピー機、また冷暖房などがあることは言うまでもありません。

一般会計の中に、突出しておるのは4款の衛生費、約1億500万、これは、いわゆる対馬クリーンセンター、し尿処理センター、あるいは斎場等があるからだと思っております。特会につきましては、約7,000万のうち、簡易水道特別会計が4,350万、それから、水道事業が1,300万、これは、照明はほとんどないと聞いております。いわゆる浄水場とか、ああいうエンジンによる電気代だと聞いております。

それから、ある部署ごとに調査もいたしました。まず、教育委員会関係で、小学校、中学校、幼稚園の調査をさせていただきました。21年度小学校の電気代の決算額が、27校だと思えますけど、2,453万6,557円、2、4、5、3、6、5、5、7円、月平均、約200万でございます。それから、中学校が19校の1,888万3,515円、月平均157万ぐらいとなっております。それから、幼稚園につきましては5園でございますので111万2,312円、これを合計いたしますと、4,454万1,384円、月平均、約370万となっております。

それから、消防署関係も調査をさせていただきました。本署を含む5出張所、21年度決算で419万8,984円、月平均、約35万でございますけど、その2分の1は、本署の249万となっております。それと、消防団関係も調査をさせていただきました。約、対馬全島で格納庫が130庫ございます。格納庫だけと、それから詰所兼格納庫とありますけど、ほとんど照明代だと思います。消防団関係が、21年度決算が338万9,592円。

それに、最後に、美津島町の防犯灯の電気代も調査をさせていただきました。美津島で約1,040個ございます。これ、自動点滅機付きだそうでございますけど、1カ月に45万円、年間で540万となっております。それから、1回取り替えるごとに、これは業者と随契をしているそうでございますけど、4,000円を支払っているということでございます。

なお、今使っている蛍光灯は、セットで5,200円、LEDはセットで1万2,000円と聞いております。10月の一般会計決算委員会で、総務課長答弁で、対馬全島で街路灯が4,600カ所とお聞きしました。これを美津島町の試算で置き換えましたところ、21年度の対馬市全体の防犯灯の電気代が約2,000万ぐらいだと、私は推計いたしました。金額がわかれば、後で教えていただきたいと思えます。

ちなみに、私なりにこんな比較もしてみました。21年度の対馬市の消費電力の決算額は、約3億5,500万円でございますので、この数値を一般家庭の消費電力を1カ月に1万円、ちょっと低いかもしれませんけど年間12万円と想定し、対馬市が何世帯分支払ったことになるかを計算してみました。すると、約2,960世帯分の電気代を支払ったことになります。

10月末の対馬市の住民基本台帳の世帯数では、峰町が1,041世帯、上対馬町の世帯数が1,940世帯の合わせて2,981世帯となり、2つの町の電気代を対馬市は毎年支払っている

ことになるわけであります。

また、21年度一般会計歳入歳出決算書によりますと、一般会計の歳入総額が約328億8,600万円のうち、歳入の多い順に申し上げますと、地方交付税が約2分の1の約162億3,900万円、率にして49.4%、次に、国庫支出金が約47億8,800万円、14.6%、次に、市債、借入金が41億1,800万円、12.5%、そして、国は財源を国から地方へということで所得税の税率を引き下げ、住民税の税率を引き上げたにもかかわらず、市の税収は、歳入総額の1割にも満たない8.6%の約23億3,300万となっています。

ちなみに、平成22年度の一般会計当初予算で、普通建設事業費が約26億6,700万円で、うち一般財源の持ち出しが約2億4,000万円となっています。言い換えれば、一般財源2億4,000万で26億、27億の事業ができるということになります。予算に反映されなかった事業の中には、国庫補助金は確保できる、あるいは起債も十分にあるのに、これ以上一般財源は持ち出せないということで、やむなくあきらめた事業もあったのではないかと推察するわけであります。

とにかく、自主財源が期待できない対馬市の財政状況でありますので、一般財源をどれだけ確保できるかが大きな課題だと思います。公共事業は、今や費用対効果が重要視されています。対馬市が支払った21年度の電気代約3億5,500万のうち、照明に費やした電気代は、神のみぞ知るところであります。LED導入後の二、三カ月後には、費用対効果が電気代として示されます。

LEDは、CO₂を50%から80%削減可能とされ、紫外線がほとんど出ないので虫も集まらない。赤外線が植物を傷める心配もほとんどない。そして、水銀を含んでいないので環境に優しい省エネを実現し、長寿命、少ない消費電力のLED導入こそ、環境王国「対馬市」にとって一大プロジェクト事業と私なりに位置づけ、市長がどういう考えをお持ちであるか、あえて質問をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 市長答弁の前に、今配付しております一般通告書の中で、「3番」を「6番」と書いておりますので訂正をしてください。小田君は、6番じゃなくて3番ですから、私も、小田君のほうを見て言えばよかったです、これを見ましたので。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小田議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の市営住宅の関連でございます。若干長くなりますが、お許しください。

対馬市の公営住宅において、入居者が退去された後、次の入居者に対し公営住宅を賃貸住宅として適正な状態にしておく責務があり、次の入居者が使用に適する状態に維持するため修繕の義務を負うこととなります。

そこで、退去した入居者と私ども市において双方が、退去後の立ち会いをして修理する区分が定められておりますので、それに従って修理を行います。老朽化した公営住宅の場合、修理の程度により修繕費がかさむこともあり、修理期間にはばらつきが出ております。

お尋ねの最短、もしくは最長で何日ぐらい要したんだという御質問でしたが、最短で22日、最長で1,491日でございます。この日数を要した例としては、退去された入居者に修繕を依頼していましたが修繕の進展がない状況が続き、その後、その方の身体的な病気ということがわかり、関係部署と協議を重ねた結果、入居者の代理人により修繕を終えたということで、そのようなことで、不測の日数を要したということがございます。

また、2点目の国交省が示しておりますガイドラインの関係でございますが、国交省が出している原状回復をめぐるトラブルとガイドラインの、このガイドラインは、民間賃貸住宅の退去時における原状回復をめぐるトラブルの未然防止のための賃貸借に双方があらかじめ理解しておくべき一般的なルールを示しておられると聞いております。もう議員御存じのように、ガイドラインは法律ではございませんので、公営住宅法や対馬市の住宅管理条例が優先をされることとなります。

3点目の消費者契約法との兼ね合いでございます。この同法第10条において、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効となるとうたっておられます。

公営住宅は、住民の福祉を増進する目的を持って供給をされる施設であり公共の資産であるため良好に維持させることは、その趣旨、目的から見て言うまでもございません。このため、事業主体に対しましては、公営住宅の管理を適正かつ合理的に行うよう義務づけられているとともに、入居者に対しては、この公営住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持するよう義務づけ、修繕等の負担区分を明確に入居前立ち会い時に説明を行っておりますので、信義誠実の原則に反し消費者の利益を一方的に害するものではないというふうに考えております。

4点目の部分ですが、入居者に対しては、公営住宅等について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持するよう義務づけを課したものであり、入居者がこれに違反したときは、債務不履行による損害賠償責任を負うこととなります。そのため、条例第18条第3項のただし書きに、「修繕」という文言は確かにございませんが、損害賠償金に含まれることとなりますので、この「損害賠償金」を指しております。

次に、LEDの導入予定についてでございますが、このことにつきましては、昨年度から検討を進めておるところです。LED導入による利点に対しましては、もう議員も、先ほどの説明がありましたので簡単にしたいと思いますが、従来の照明器具に比べて消費電力が少ないこと、そして、光源寿命が長く取り替え手間が少なく済むということが挙げられます。

しかし、LEDの導入につきましては、検討の余地がございます。それは、LEDの製品規格が各社統一化されておらず、また、価格についても、普及が進んでいないため大変高額な状況でございます。このようなことから、早急にすべての施設を対象としたLED照明の設置は難しいとも考えられます。そのような状況を判断し、従来の照明設備より技術面や価格面ですぐれている、特に防犯灯のLED化から取り組みを進めるべく、既に破損などによる器材更新時に、LED化を行っているところでございます。

また、本定例会における一般会計予算補正にて、LED防犯灯50灯分の予算を計上させていただいておりますが、過疎計画や環境実践モデル都市事業計画においても、環境施策推進の一環として防犯灯のLED化を掲げており、年次的な取り組みは進めていく考えを持っております。

なお、今後、LED照明設備の統一規格製品の普及状況や開発の状況に応じ、広くこのLEDの設置推進を図っていく考えでございます。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 次の公募まで最短で22日、そして、最長で1,491日と言われましたですね。その後、約1カ月かかるわけですね。公募期間が約3週間、それから、公募を締め切って反社会的人間はいないか警察に聞いて、そして、募集を締め切ってくじ引きということで、1,491日と言うと約4年ですね。

その前に、今言いましたように、条例の第18条で敷金から取っていいようになっておるわけでございますので、修繕費用はですね、修繕費用を返してから修理をしてくださいということにしているんじゃないでしょうか。どうですか、そこんところは。敷金を還付する前に修繕をすればわかるんですけど、あなたは、3カ月分敷金を払いました。割り増し賃金もありません。損害賠償金もありません。よって、3カ月分そのまま返しますよと、返した後、畳の表替え等を請求しているんじゃないでしょうか、お尋ねします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その敷金の返還の時期の問題等については、ちょっと私も、そこはわかりかねる部分があります。ただし、退去される際には、そのときの入居者、その入居者に確認をそれぞれが立ち会って、とってから、そして、そこについては物事がスムーズに進むようにやっているという報告は聞いております。その事務の敷金のどの時点で返還して、そして、事務処理が次に始まっているのではないかということについては、担当部長のほうから答えさせます。

○議長（作元 義文君） 建設部長、斉藤正敏君。

○建設部長（斉藤 正敏君） ただいまの敷金の返還につきましてでございますが、議員のおっしゃられましたとおりに、入居時に3カ月分をいただいております、退去時におきましては、いったんその分をお返しをいたしまして、その分も含めまして退去後、退去時のその修理費は、入

居者にお願いをして修繕をしてもらっておる状況であります。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 全く逆なんですよね。敷金の控除明細書という21号様式がありますが、これに修繕料も取っていいですよってなっておるわけですから、それから修理箇所をして、そして返せば、この1,491日ですか、もかからないわけですから、今後は敷金を返す前に居住者のその住宅をよく精査されて、これとこれは敷金からさせていただきますということであれば、その空き部屋も少なくなるし、市の収入もそれだけ減るわけではございませんので、住宅の確保についてさらなる研究をお願いをいたしたいと思います。

それから、退去前、5日前に退去届を出しなさいということですが、これも、転勤族であればわからないでしょうけど、もう1カ月前ぐらいにとってほしい、そして、12月に出たいなら11月末ぐらいまでとって、そして、入居しておるときに募集がされるんじゃないでしょうか。なるべく空き部屋がないように、住宅の確保に努力をしていただきたいと思います。

それから、LED照明につきましては、今徐々に導入をしているということですが、これは、思いつき思いつきじゃなくて、どこか担当部署が契約をつくって、そうしないと蛍光灯の調達あたりもいろいろ出てくると思いますので、どれだけ節約できるかわかりませんが、そういう考えは、市長、お持ちでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 一部ちょっと契約という言葉がよくわからない部分があったんですが、今の方向としては、先ほど申し述べましたように、LEDの場合、すべての電球といいますか、それが技術が整っているという状況ではまだないようにも聞いておりますので、今防犯灯の分については、技術的なものが確立しているというふうに聞いております。

そこで、最低でも5カ年のうちにこれはやり替えてしまおうと、で、恐らくこのやり替えについては、こちらが今試算しておるところでは、九千二百数十万円かかるんじゃないかというふうに思っております。で、それをやり替えたとしても、十分に余りある削減額といいますか、電気料では、というのが見込まれるという試算もしております。先ほど申しますように、防犯灯の分からまず始めていって、技術が確立次第、物事を進めていくという考えでおります。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） それから、対馬全島の防犯灯の21年度の推計金額を、私は2,000万円ぐらいじゃなかろうかということをお願いしましたが、もし資料をお持ちであれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに4,500から600という数字で、防犯灯は設置をされており

ます。私が、以前聞いた話でも、たしか2,000万超えて電気代がかかるというふうなことは、申しわけございません、取り替えも入ってたのかな、(「電気代」と呼ぶ者あり) あっ、電気代で2,000万円超えるということを知っています。

○議長(作元 義文君) 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官(松原 敬行君) それでは、私のほうから説明をいたします。

21年度で、私どもがとらえておる金額は、1,353万5,000円程度だということでございます。

特に、この街路灯、防犯灯につきましては、電気の場合、供給約款というが定められておりまして、定額で決まっております。で、特に、先ほど市長が申し上げましたように、全島で4,600云々という数字でございます、その中に、水銀灯と蛍光灯があります。それによっても単価が違うということになりますので、私どもが計算した中では、今申し上げました4,634本の1,353万5,000円ということになります。よろしく願いいたします。

○議長(作元 義文君) 3番、小田昭人君。

○議員(3番 小田 昭人君) 今言われました1,353万5,000円は、全島のいわゆる、まとめた防犯灯、それが、若干美津島町の実績からすれば低いんじゃないでしょうかね。私は、2,000万ぐらいになると推計をしたんですけど、そういう金額であれば、私の推計が……

○議長(作元 義文君) 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官(松原 敬行君) 先ほど議員もおっしゃいましたけども、その電灯代という中で、どういふとらえ方がされてあるかもわかりませんが、私どもが、今私が1,300云々と言いましたのは、防犯灯、街路灯に限っての部分でございます。だから、その2,000万という部分につきましてはほかの分の、例えば、公園のあたりの外灯あたりも入っておるかもしれません。だから、私としては、この信用できる数字だというふうに確信を持っております。

○議長(作元 義文君) 3番、小田昭人君。

○議員(3番 小田 昭人君) LEDも市長が今言われましたようにまだ技術開発の段階で、黒い煙が出たとかいろいろ報道もあっておりますけど、ネットを見ても、メーカー品も、定価から3割安とかということでございますので、購入方法について、一番ベターは対馬市の業者から購入して、そして、対馬市の人に仕事をさせるという方法が一番ベターだと思いますけど、私は、その大量購入、対馬市が大量購入して、メーカー品を、そして、事業者は、対馬市の人でしてもらうという方法があるかと思いますが、いずれの方法をとったほうがいいのか、お考えをお持ちであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 今小田議員がおっしゃられたように、どういうふうな手法で導入すれば

いいかということを考えておるわけですが、そういう中でも、いろんなお話も来ます。球自体は、当然対馬ではできませんからあれですが、すべて対馬の方で設置等をお願いして、今言われるように大量に購入して物事をやっていると、それが、1灯当たり4万円近くするものが、1万2,000円ぐらいでできるとかいう話も聞きます。で、今後、そういういろんな手法があるかと思しますので、内部で十分に検討をしていきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 時間も、あと6分となりましたので、いずれにせよ、自主財源の乏しい対馬市でございますので、一般財源をいかに浮かすかということで、私は、このLED購入はその礎になるんじゃないかろうかということで、あえて質問をさせていただきました。

それから、昨日の市長の行政報告で、平成22年9月29日、長崎県から「環境実践モデル都市」として選定を受けたということでございますので、これも頭に置かれて、今後LED購入につきましては年次計画を立てられ、そして、スムーズに実践できますようお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで3番、小田昭人君の質問は終わります。

○議長（作元 義文君） 本日はこれで散会とします。明日も定刻より市政一般質問を行います。

なお、休憩を挟んで3時から議員全員協議会を開きますので、全員御出席ください。3時から始めます。

午後2時47分散会
